

# 監査結果報告書

## (定期監査・行政監査)

(平成29年6月30日)

監査対象局等 都市整備局・行政委員会等

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成29年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

森谷 忠造 (もりたに ちゅうぞう)

大見 昌弘 (おおみ まさひろ)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成29年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査対象局等及び所属別監査結果

### (1) 都市整備局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	都市整備局		1	1
2	都市計画課			
3	道路管理課		4	4
4	道路整備課（用地室含む）	1	1	2
5	河港課		1	1
6	建築指導課			
7	公園緑地課	1	3	4
8	建築課			
9	住宅課	2	2	4
	合計	4	12	16

**【指摘】**  
法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

**【意見】**  
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

### (2) 行政委員会等

	所管課等	指摘	意見	合計
1	監査委員事務局監査課			
2	選挙管理委員会事務局選挙課	1		1
3	公平委員会			
4	農業委員会事務局農政課			
5	市議会事務局総務調査課			
6	市議会事務局議事課			
	合計	1		1

## 2 監査実施期間

平成29年4月10日から平成29年6月5日まで

## 3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成28年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「行財政改革計画等の検証」及び「市民目線に立つ行政監査」について、テーマを選定し、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 7 事情聴取（平成29年6月5日実施）の状況



監査委員による都市整備局及び行政委員会等への事情聴取

平成29年度定期監査及び行政監査結果一覧（都市整備局・行政委員会等）

H29.6.30

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		
1	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について	P6	都市整備局		
2	意見【重点】	ビッグデータを活用した市道における交通事故抑止対策について	P8	都市整備局	道路管理課	
3	意見【重点】	交通安全施設設置要望に係る要件の緩和について	P9			
4	意見【重点】	交通安全施設設置要望に係る事務手続の透明化について	P10			
5	意見【重点】	ライフサイクルコストを考慮した道路管理計画の策定について	P11			
6	意見【重点】	公園のネーミングライツ売却による新たな財源の確保について	P13		公園緑地課	
7	意見【重点】	緑化及び花いっぱい推進事業助成金の総合的な見直しについて	P14			
8	意見【重点】	民有地緑化事業助成制度における不動産関連団体との連携について	P15			
9	指摘【重点】	公有財産（土地）の貸付手続等について	P18		住宅課	
10	指摘【重点】	公有財産（土地）の適正管理について	P19			
11	意見【重点】	公有財産（土地）の有効活用について	P20			
12	意見【重点】	市営住宅の附帯設備として設置しているごみステーションについて	P21			
13	指摘	不動産売買における支払期日について	P22		道路整備課	
14	意見	道路整備の計画及び進捗状況の公表について	P23			
15	意見	第151号生活排水路清掃業務委託の契約方法について	P24		河港課	
16	指摘	公園便所浄化槽の適正な管理について	P25		公園緑地課	
17	指摘	発注簿に係る事務処理について	P26		選挙管理委員会事務局	選挙課

- ※ 指摘 …… 法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

- ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。
- イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。
- ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。
- エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
- オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成29年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku29.pdf>

## 行財政改革計画の検証

### 1 テーマ及び監査のポイント

平成28年度から、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートしているが、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）が、適切に進行管理されていたかについて検証した。

なお、監査対象は、都市整備局である。

### 2 監査の方法

監査対象課に対し、平成28年度の進行管理の状況について文書照会するとともに、文書管理システム（文書の起案・決裁等を総合的に管理するシステム）で確認した。また、必要に応じ口頭でも照会した。

### 3 調査対象項目

第7次高松市行財政改革計画に登載している9実施項目（都市整備局所管分）

- (1) 丸亀町再開発事業の推進（都市計画課）
- (2) 老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却（住宅課）
- (3) レンタサイクル事業の見直し（都市計画課）
- (4) 市営住宅への指定管理者制度の導入（住宅課）
- (5) 放置自転車等対策事業（都市計画課）
- (6) 景観の保全、形成、創出（都市計画課）
- (7) 市営駐車場の効率的運営及び利用率等の向上（都市計画課）
- (8) 管理漁港・管理港湾の効率的運営及び利用促進（河港課）
- (9) 道路愛護団体による道路愛護の推進（道路管理課）



#### 4 調査結果

実施項目	平成28年度実績
(1) 丸亀町再開発事業の推進	○
(2) 老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却	◎
(3) レンタサイクル事業の見直し	△
(4) 市営住宅への指定管理者制度の導入	○
(5) 放置自転車等対策事業	○
(6) 景観の保全、形成、創出	○
(7) 市営駐車場の効率的運営及び利用率等の向上	○
(8) 管理漁港・管理港湾の効率的運営及び利用促進	○
(9) 道路愛護団体による道路愛護の推進	△

◎：実施工程（目標値）を大幅に上回っているもの

○：実施工程を達成しているもの

△：実施工程を達成できていないもの

×：計画に取り組んでいないもの

\* 「指定管理者制度」とは

施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図るため、民間事業者・団体等を指定して公の施設を管理運営させる制度のこと。

#### 5 平成28年度の実施工程（目標値）を大幅に上回り、着実に成果を上げている実施項目

「老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却」については、平成28年度実績が実施工程を大幅に上回り、該当する市営住宅の平成29年度までの用途廃止に向け、着実に成果を上げていることが認められた。

実施項目	平成28年度 実施工程（目標値）	平成28年度 実績
老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却	11戸	20戸



勅使町・成合町田中団地

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	都市整備局	区分	意見【重点】
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について		
意見を付す理由	第7次高松市行財政改革計画に登載している「レンタサイクル事業の見直し」及び「道路愛護団体による道路愛護の推進」の2実施項目について、実施工程（目標値）の遅れが認められた。		

意見	平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。
----	---

調査結果	実施項目	平成28年度 実施工程（目標値）	平成28年度 実績
	レンタサイクル事業の見直し	250千円（*）	△845千円
	道路愛護団体による道路愛護の推進	推進 （新規認定）3団体	2団体
* 実施工程の金額は、平成27年度の利用料収入との比較による。			

## 高松市の道路管理について

### 1 テーマ及び監査のポイント

市道について、平成28年4月1日現在、延長約2,400キロメートル、舗装率は95.7パーセントであり、今後はこれらの維持管理が大きな課題となる。

また、平成28年の香川県の人口10万人当たりの死者数は、全国ワースト3となっているほか、香川県警公表の「交通事故発生状況【平成28年中】」によると、生活道路として利用される市町道による交通事故の発生件数は2,218件で、全体の約3割を占める状況であり、交通事故抑止対策が喫緊の課題となっている。

高松市の「平成28年度市民満足度調査結果報告書」によると、不満度が高いもの、重要度が高いものとして、「交通安全対策の充実」が挙げられている。

監査委員は、生活道路として利用される市道の管理について、「高松市の道路管理について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、都市整備局 道路管理課である。

### 2 監査の方法

- (1) 現地調査  
地域コミュニティ協議会等に出向き、交通安全施設設置要望の状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 本市での計画等の策定・運用状況の確認
- (3) 香川県及び他都市での道路管理の状況の確認

### 3 本市における道路管理の特色

高松市では、周辺住民からの要望や道路パトロール等を中心に実態把握を行い、市道の舗装修繕や交通安全施設の設置など、市道の維持管理を実施している。

また、香川県警と連携し、「ゾーン30(\*)」の指定を市内8か所（平成29年4月1日現在）で実施するなど、市道の交通安全確保に努めている。

\* 「ゾーン30」とは

住宅地域や学校周辺などの生活道路の区域を「ゾーン」として設定し、「ゾーン」内の住民や歩行者等の安全を図るため、最高速度を30km/hに規制するもの。





# 行政監査（重点取組事項）結果

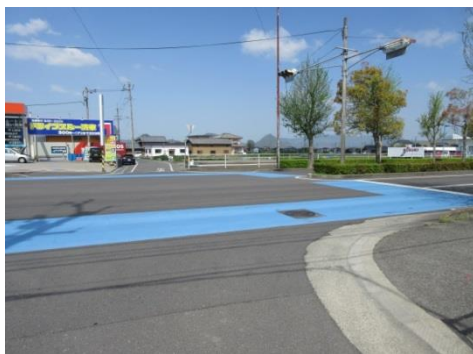
結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	道路管理課	区分	意見【重点】
意見の項目	ビッグデータを活用した市道における交通事故抑止対策について		
意見を付す理由	<p>交通安全施設の設置等について、周辺住民からの要望や道路パトロール等を中心に実態把握を行っているが、人の目による実態把握には限界があり、潜在的な危険箇所の把握には未だ至っていない状況である。</p> <p>一方、香川県や国土交通省等が保有するビッグデータの活用は、従前の交通事故が発生してから対応する「対症療法型」の対策から、危険を事前に特定する「科学的防止型」の対策への転換により、効率的かつ実効性のある交通事故抑止対策が可能になると考えられる。</p>		
意見	<p>交通安全施設（カーブミラー、防護さく、道路照明灯など）の設置や市道交差点のカラー舗装化などにあたり、香川県警や国土交通省等が保有するビッグデータを活用した交通事故抑止対策を検討されたい。</p>		
根拠法令・通知等	第10次高松市交通安全計画（平成28年度～32年度） 第1章第3節Ⅱ-1-(1)-ア		
内容	<p>ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通事故の多いエリアでは、県公安委員会、道路管理者、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施する。</p>		



国道交差点のカラー塗装化



県道交差点のカラー塗装化

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	道路管理課	区分	意見【重点】
意見の項目	交通安全施設設置要望に係る要件の緩和について		
意見を付す理由	交通安全施設設置は、市民の安全確保のため緊急を要するものであるが、同施設設置要望に係る事務手続には、直接影響を受ける者の同意のほか、間接的に影響を受ける者についても同意を求めており、迅速な対応に支障を来している状況が見受けられる。		
意見	「交通安全施設設置要望書（施工同意書）」で求める同意を必要とする者の範囲を、設置に際して直接影響を受ける者に限定するなど、交通安全施設設置要望に係る要件の緩和を検討されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	道路管理課	区分	意見【重点】
意見の項目	交通安全施設設置要望に係る事務手続の透明化について		
意見を付す理由	交通安全施設設置要望に係る事務手続について、市ホームページでは、要望がある場合の問い合わせ窓口を掲載するのみであり、市民に対する情報提供が十分であるとは言えない状況である。		
意見	交通安全施設設置要望に対し、優先順位を設定し評価する基準を策定するとともに、市ホームページで公表するなど、交通安全施設設置要望に係る事務手続の透明化を検討されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	道路管理課	区分	意見【重点】
意見の項目	ライフサイクルコストを考慮した道路管理計画の策定について		
意見を付す理由	市道及び交通安全施設については、劣化に伴う維持修繕費用の増加が今後の大きな課題であるが、現行の高松市舗装維持修繕計画は、主に4車線以上の市道の舗装の修繕を定めたものであり、交通安全施設を含めた市道全体のライフサイクルコストを考慮した修繕計画とはなっていない状況である。		
意見	高松市舗装維持修繕計画を改定し、対象となる市道の範囲を拡充するとともに、新たに対象として交通安全設備を追加するなど、市道全体のライフサイクルコストを考慮した道路管理計画の策定を検討されたい。		



修繕が必要な舗装・交通安全設備の様子

## 高松市の緑化推進について

### 1 テーマ及び監査のポイント

市街地での緑の減少は、ヒートアイランド現象を発生させる要因になっている。  
都市の発展に伴い、市街地に新たに緑化可能な都市公園などを整備することは容易ではなく、市街地の大部分を占める民有地における緑の保全と創出を促進していくことが求められる。

高松市では、多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、「安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出」を掲げ、市街地における緑の保全と創出に取り組んでいる。

監査委員は、美しい街並み景観の形成にも寄与する緑化推進施策の運用について、「高松市の緑化推進について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、都市整備局 公園緑地課である。

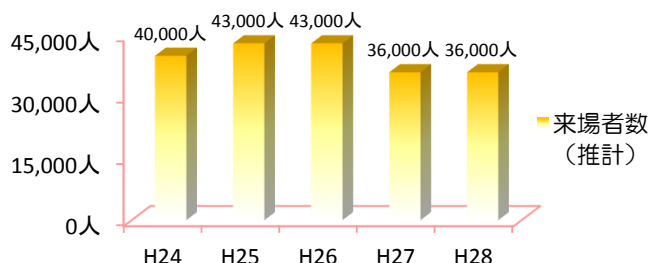
### 2 監査の方法

- (1) 現地調査  
事業実施団体に出向き、事業の実施状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 書類確認  
公園緑地課その他関係各課が起案した決裁等を確認し、事業内容の重複の有無を調査した。
- (3) 市議会での質問と市長等の答弁内容の確認

### 3 本市における緑化推進の特色

高松市は、「財団法人高松市花と緑の協会」解散後の平成25年度以降、同協会が担っていた事業を継承し、市域における緑化推進施策を実施している。

#### (1) フラワーフェスティバルの開催



#### (2) 民有地緑化事業助成制度

- ア 生垣設置
- イ 環境保全緑化（店舗・事務所前の緑化）
- ウ 屋上緑化
- エ 壁面緑化





# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	公園緑地課	区分	意見【重点】
意見の項目	公園のネーミングライツ売却による新たな財源の確保について		
意見を付す理由	市内の公園は供用開始後相当の年数が経過するものも多く、公園内では、外周を囲む樹木の巨木化やトイレ等の施設の老朽化が進行するなど、剪定や施設修繕等の維持管理経費の増加が見込まれることから、新たな財源の確保が求められる状況である。		
意見	高松市立中央公園などのネーミングライツを売却し、その収益を剪定や施設修繕等の公園の維持管理経費の財源に充当するなど、公園のネーミングライツ売却による新たな財源の確保について検討されたい。		
根拠法令・通知等	高松市ネーミングライツ事業実施要綱第4条		
内容	ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部及びその設備等とする。ただし、市がネーミングライツ事業の対象にふさわしくないと認める施設等は対象としない。		



公園の樹木の様子

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	公園緑地課	区分	意見【重点】
意見の項目	緑化及び花いっぱい推進事業助成金の総合的な見直しについて		
意見を付す理由	<p>市内において緑化木や花の植栽等を行う団体に対し助成する、緑化及び花いっぱい推進事業助成金について、次の状況が見受けられる。</p> <p>(1) 農事組合法人香川県鬼無植木盆栽センターが主催する「きなし盆栽植木まつり」に対して助成しているが、同イベントの主たる目的は盆栽の普及啓発であり、農林水産課でも、当該イベントの後援を行っているほか、当該団体に対し別途運営費補助金を交付している。</p> <p>(2) 津内山公園内における山道整備や雑木の伐採に対して助成しているが、農林水産課が行う「いざ里山市民活動支援事業」と支援内容が重複している。</p> <p>(3) 仏生山公園内における花壇の管理に対して助成しているが、実績報告書類によると、助成金が無くとも、本来は恒常的な収入として想定される助成対象団体の会費で十分に賄える状況である。</p>		
意見	課内での事業の統廃合や関係各課への所管替えを行うなど、緑化及び花いっぱい推進事業助成金の総合的な見直しを検討されたい。		
根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針第2-(4)		
内容	<p>補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。</p> <p>(4) 妥当性</p> <p>ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。</p> <p>イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。</p>		



津内山における活動状況



仏生山公園における活動状況

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日		
所管課等	公園緑地課	区分	意見【重点】		
意見の項目	民有地緑化事業助成制度における不動産関連団体との連携について				
意見を付す理由	<p>民有地緑化事業助成制度について、「財団法人高松市花と緑の協会」から事業継承した平成25年度以降、申請件数が低迷している。</p> <p>こうした中、高松市緑化事業助成金交付要綱を改正し補助率の引き上げを行うとともに、エクステリア関連企業や園芸センターに情報提供を行うなど、当該制度の周知に取り組んでいるが、依然として改善が見られない状況である。</p> <p>一方、現状として、助成場所の多くは、新築住宅や新規開設施設となっている。</p>				
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
	申請件数	3件	6件	5件	4件
	予算執行率	26.4%	80.0%	22.5%	38.2%

意見	<p>民有地緑化事業助成制度の普及・促進のため、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会や不動産会社等と情報共有を図る仕組みを構築するなど、不動産関連団体との連携について検討されたい。</p>
----	--



新築住宅・新規開設施設への助成

## 高松市の公有財産（土地）の管理状況について

### 1 テーマについて

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定しており、公有財産（\*1）を効率的に活用することが求められている。

また、現下の厳しい財政状況を勘案すると、これまで以上に効果的に公有財産を活用する必要があることから、公有財産が適正に管理されているかについて、地方自治法第199条第2項に基づく行政監査を実施した。

なお、本市では、多種の公有財産を管理しているが、監査資源（監査の人員や時間等）に制約があるため、試査（\*2）によるものとし、公有財産のうち土地に絞り、監査対象は、比較的多くの土地（約55万平方メートル）を管理している都市整備局住宅課を対象として監査を実施した。

\*1 「公有財産」とは…地方公共団体の所有に属する財産（地方自治法第238条第1項）。

\*2 「試査」とは…監査の対象となる母集団から一部の項目を抽出して監査を実施すること。

### 2 監査のポイント

監査対象課（住宅課）の事務が適正に行われているか、次の事項に留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施した。

- (1) 公有財産（以下、「土地」という。）の貸付等は適正な手続により行われているか。
- (2) 公有財産台帳等は、適正に作成されているか。
- (3) 土地の現状は、適切に把握されているか。
- (4) 貸付の行われていない土地の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 市民に提示した市の取組方針（議会答弁等）が、着実に実行されているか。
- (6) 包括外部監査の結果は反映されているか。

### 3 監査の方法

- (1) 書類確認  
公有財産台帳等、歳入予算整理簿、住宅課が起案した決裁等を確認した。
- (2) 現地調査  
住宅課職員との同行訪問、及び監査課職員のみでの現地調査を実施した。
- (3) その他  
住宅課に対し、文書又は口頭で照会した。

#### 4 住宅課が管理している土地

調査の結果、住宅課が管理している土地を分類すると、次のとおりである。

- (1) 現に市営住宅として管理している、又は、市営住宅建替用地として管理している。  
(57施設、約53万平方メートル)
- (2) 市営住宅用途廃止後の土地等を管理している。  
(6施設、約1万6千平方メートル)
- (3) 市営住宅の払下げ後、共用部分（団地内通路等）が残存し、これを管理している。  
(14施設、約6千平方メートル)

#### 5 監査で認められた事実

- (1) 住宅課では、市営住宅の管理・整備等が主な担当業務であり、入居者対応も含め、これに多大なる労力を要している。
- (2) 現に市営住宅として管理している土地については、おおむね適正に管理されていた。
- (3) 用途廃止後の土地、又は払下げ後の残地については、管理が不十分であった。
- (4) 資産活用については、土地の貸付等により、平成28年度は、約440万円の歳入が認められた。
- (5) 別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

#### 6 付言

今回は、都市整備局住宅課を対象に監査を実施したが、公有財産を管理する他課においても、今回の監査結果を参考とされることを期待するものである。



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	住宅課	区分	指摘【重点】
指摘の項目	公有財産（土地）の貸付手続等について		
指摘する理由	公有財産（土地）の貸付手続等について確認したところ、適切でない事務処理が散見された。		

指摘	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市公有財産事務取扱規則
内容	<p>（行政財産の目的外使用許可）</p> <p>第26条 公有財産管理者は、法第238条の4第7項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用願人に行政財産使用許可申請書（様式第10号）を提出させ、内容調査の上使用許可を相当とする場合は、その理由及び許可書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の行政財産使用許可申請書には、次の各号のいずれかに該当する資格を有する連帯保証人を立て、連署させなければならない。ただし、国又は公共団体に使用させるとき、その他公有財産管理者において必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に居住して引き続き2年以上固定資産税3,000円以上を納める者</p> <p>(2) 市内に居住して固定した収入をもって独立の生計を営む者で、公有財産管理者が相当と認めるもの</p> <p>3 略</p> <p>4 公有財産管理者は、行政財産使用許可台帳（様式第12号）を調整しなければならない。</p> <p>（普通財産の貸付け）</p> <p>第27条 公有財産管理者はその管理する普通財産を貸付けしようとするときは、借受願人に普通財産借受願（様式第13号）を提出させ、内容調査の上貸付けを相当とする場合は、その理由及び契約書案並びに貸付料算定の根拠を添えて、市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 連帯保証人については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>3 公有財産管理者は、普通財産貸付台帳（様式第14号から様式第14号の2まで）を調整しなければならない。</p> <p>（行政財産の使用及び普通財産貸付けの期間）</p> <p>第30条 行政財産及び普通財産は、次に掲げる期間をこえて使用させ、又は貸付けてはならない。</p> <p>(1) 建物の所有を目的とするための土地及び従物の使用又は貸付け 30年</p> <p>(2) 植樹を目的とするための土地及びその従物の使用又は貸付け 20年</p> <p>(3) 前2号以外の目的のための土地及びその従物の使用又は貸付け 10年</p> <p>(4) 建物その他の財産の使用又は貸付け 5年</p> <p>2 使用又は貸付けの期間は更新することができる。ただし、更新のときから前項の期間をこえることはできない。</p> <p>（公有財産の使用（貸付）期間の延長及び更新）</p> <p>第31条 公有財産管理者は、前条第1項に定める期間内において、使用又は貸付期間の延長をしようとするときは、行政財産の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に行政財産使用期間延長願（様式第15号）又は普通財産を借受したものの（以下「借受人」という。）に公有財産使用（借受）期間延長願（様式第16号）を期間満了の日の15日前までに提出させ、内容調査の上許可書案又は契約書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前条第2項により期間を更新しようとする場合には、前項の規定に準じてその手続きをしなければならない。</p>

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	住宅課	区分	指摘【重点】
指摘の項目	公有財産（土地）の適正管理について		
指摘する理由	公有財産（土地）について、現に市営住宅用地として管理している土地以外は現況等を把握していなかった。		
指摘	速やかに管理する全ての土地の現況を把握するとともに、定期的な現地確認により、公有財産を適正に管理されたい。		
根拠法令・通知等①	地方財政法第8条		
内容①	（財産の管理及び運用） 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。		
根拠法令・通知等②	最高裁判所昭和51年12月24日判決		
内容②	公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、右公共用財産については、黙示的に公用が廃止されたものとして、これについて取得時効の成立を妨げないものと解するのが相当である。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	住宅課	区分	意見【重点】
意見の項目	公有財産（土地）の有効活用について		
意見を付す理由	<p>状況の変化により、当初の利用目的を失い、有効活用されていない土地が見受けられた。</p> <p>(1) 木太町B団地の一部          ア 行政財産（*1）          イ 204.36平方メートル          ウ 平成19年度に、市民からの寄附により取得し、木太町B団地駐車場として整備する予定であったが、その後、活用されていない。</p> <p>(2) 香南町北部団地の隣地          ア 普通財産（*2）          イ 301.00平方メートル          ウ 昭和50年度に町営住宅用地として旧香南町が取得したが、現在建替中の市営住宅用地には含まれていない。</p> <p>*1 「行政財産」とは…地方公共団体において公用（地方公共団体が事務や事業を執るために直接使用する：庁舎など）又は公共用（住民の一般的共同利用に供する：図書館など）に供し、又は供することと決定した財産          *2 「普通財産」とは…行政財産以外の公有財産</p>		

意見	<p>管理する全ての公有財産の有効活用策について検討されたい。          なお、新たな利用が見込めないと判断した場合には、関係課とも連携を図りながら、売却についても、選択肢の1つとして検討されたい。</p>
----	---



木太町B団地の一部



香南町北部団地の隣地

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	住宅課	区分	意見【重点】
意見の項目	市営住宅の附帯設備として設置しているごみステーションについて		
意見を付す理由	市営住宅の附帯設備として設置していたが、住宅の払下げによる用途廃止後も、引き続き、市（住宅課）が所有しているごみステーションが存在する。市が所有しているため、市営住宅の入居者以外の住民が利用しているにもかかわらず、将来、ごみステーションが破損した場合、市が修繕費用を支出しなければならない。		
意見	住宅課が設置しているごみステーションのうち、市営住宅の入居者用以外のものについては、地元自治会等への譲渡を検討されたい。 また、ごみステーションが市有地上にある場合は、譲渡後、適正な貸付等の基準に基づき事務処理されたい。		

このページからは、「財務に関するもの」及び「その他事務の執行に関するもの」

## 定期監査・行政監査結果（都市整備局）

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	道路整備課	区分	指摘
指摘の項目	不動産売買における支払期日について		
指摘する理由	不動産売買における支払期日について、不動産売買契約書内において「買受人は前条の代金を所有権移転登記及び物件の引渡完了後、売渡人の適法な支払請求のあった日から30日以内に支払うものとする」と規定しているが、請求書を收受した日から支払日まで31日間経過しており、支払期日を過ぎているものが見受けられた。		
指摘	支払については支払期日を過ぎることのないよう、審査体制を強化し、適正に事務処理されたい。		
根拠法令・通知等	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条		
内容	第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日以内の日としなければならない。		



# 定期監査・行政監査結果（都市整備局）

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	道路整備課	区分	意見
意見の項目	道路整備の計画及び進捗状況の公表について		
意見を付す理由	<p>道路の整備については、市民の生活に直結する重大な事業であるが、市のホームページにおいては、整備中の都市計画道路について、図面一面のみの情報で、進捗状況や開通時期（整備完了時期）の予定などの情報が得られない状態にある。</p> <p>例えば、香川県のホームページにおいては、整備中の道路について、開通時期や整備状況（進捗状況）について公表している事例も見受けられる。</p> <p>整備状況等を公開することにより、市民への情報提供を行うことは重要であり、遅れている事業への取組について市民への説明責任を果たすとともに、進捗の改善にも繋がることを期待される。</p>		
意見	市が整備中の都市計画道路について、整備状況などの情報を他の地方公共団体の事例を参考に、市民に向け発信されたい。		

# 定期監査・行政監査結果（都市整備局）

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	河港課	区分	意見
意見の項目	第151号生活排水路清掃業務委託の契約方法について		
意見を付す理由	<p>当該業務委託の契約方法については、総額による指名競争入札を実施し「業務請負契約書」及び「業務請負変更契約書」によって締結された契約金額及び支出金額に誤りはないものの、併せて締結された「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書」に記載された業務単価の算出方法が不明瞭である。</p> <p>また、実際の業務量が当初予定量より減少したことで契約金額を変更した際には、変更後の総額から業務単価も再計算し直して変更する必要があるなど、単価の設定方法や事務手続きが複雑であると見受けられる。</p>		
意見	業務単価を含む積算方法及び契約手続の合理化を検討されたい。		

# 定期監査・行政監査結果（都市整備局）

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局等

平成29年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	公園緑地課	区分	指摘
指摘の項目	公園便所浄化槽の適正な管理について		
指摘する理由	浄化槽設置の公園便所について、浄化槽法の規定に基づく清掃をしていない箇所が見受けられた。		
指摘	浄化槽設置の公園便所について、浄化槽法の規定に基づき清掃するよう、適正に管理されたい。		
根拠法令・通知等	浄化槽法第10条		
内容	浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。		

# 定期監査・行政監査結果（行政委員会等）

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局等

平成29年度／行政委員会等

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
所管課等	選挙管理委員会事務局 選挙課	区分	指摘
指摘の項目	発注簿に係る事務処理について		
指摘する理由	<p>発注簿に係る事務処理については、下記のとおり適正でないものが見受けられた。</p> <p>(1) 物品購入者からの納品書が、発注簿綴り（歳出管理票その他綴り）に保管されていない（64件）。</p> <p>(2) 記録票の作成が年間3回のみであり、管理台帳の点検・照合が不十分である。</p>		
指摘	<p>発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、検収処理後の納品書を請求書の原本と合わせて、これと同期間保存するなど、適正に事務処理されたい。</p>		
根拠法令・通知等①	物品の直接購入及び一括購入等に係る事務の適正を図るための措置要綱（納品書による納品数量の確認等）第14条		
内容①	納品書によって納品数量を確認するとともに、その納品書を請求書の原本と合わせて、これと同期間保存しなければならない。		
根拠法令・通知等②	発注簿等財務処理要領第8項		
内容②	<p>(4) 課長補佐は、その分掌事務に関し、毎月少なくとも1回、台帳の記載内容に不備がないこと、及び処理に遅滞がないこと等を点検し、かつ、これに関する発注簿等の主要記載事項と照合しなければならない。また、朝礼等において、その結果を課長及び所属職員に周知し、かつ、その時点における台帳への未記載の発注行為の有無を確認するとともに、点検及び照合の結果、確認の内容並びに周知日を様式第5号による記録票に記載しなければならない。</p>		